

県北広域振興局長告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成26年1月24日

県北広域振興局長 高橋 信

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
区画整理道路 区画道路1号線	377.5	15.0	平成25年12月27日
区画整理道路 区画道路2号線	108.7	7.5～15.0	〃
区画整理道路 区画道路3号線	213.9	9.0	〃
区画整理道路 区画道路4号線	199.0	9.0	〃
区画整理道路 区画道路5号線	99.1	9.0	〃
区画整理道路 区画道路6号線	141.4	9.0	〃
区画整理道路 区画道路7号線	106.4	9.0	〃
区画整理道路 区画道路8号線	179.1	6.0	〃
区画整理道路 区画道路9号線	309.9	6.0	〃
区画整理道路 区画道路10号線	94.7	6.0	〃
区画整理道路 区画道路11号線	159.2	6.0	〃
区画整理道路 区画道路12号線	151.4	6.0	〃
区画整理道路 区画道路13号線	121.2	6.0	〃
区画整理道路 区画道路14号線	376.7	6.0	〃
区画整理道路 区画道路15号線	99.5	6.0	〃
区画整理道路 区画道路16号線	100.8	6.0	〃
区画整理道路 区画道路17号線	159.0	6.0	〃
区画整理道路 区画道路18号線	67.0	6.0	〃
区画整理道路 区画道路19号線	56.5	6.0	〃

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。